

ご来院の皆様へ

1. 当診療所は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。
2. 当診療所は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、近畿厚生局長に届出を行っています。
 - ・ 外来感染対策向上加算
 - ・ サーベイランス強化加算
 - ・ 抗菌薬適正使用体制加算
 - ・ 電子的診療情報連携整備加算 2
 - ・ 有床診療所入院基本料
 - ・ 診療録管理体制加算 3
 - ・ 糖尿病合併症管理料
 - ・ がん性疼痛緩和指導管理料
 - ・ ニコチン依存症管理料
 - ・ がん治療連携指導料
 - ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
 - ・ 神経学的検査
 - ・ 酸素の購入単価
 - ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
 - ・ 充実管理加算 3（高血圧症を主病とする場合）
 - ・ 充実管理加算 3（脂質異常症を主病とする場合）
 - ・ 充実管理加算 3（糖尿病を主病とする場合）

3. 電子的診療情報連携整備加算について

- ・当診療所では、医療 DX を推進するための体制を整備し、オンライン資格確認を導入しております。
- ・医師等が、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な診療情報)を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただきます。
- ・医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・明細書を患者様に無料で交付しております。

4. 一般名処方について

当診療所では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で標記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の削減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当診療所では、薬剤の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心掛けておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

令和8年6月1日

淡路市国民健康保険北淡診療所